

事業者団体及び関係団体

国土交通省不動産・建設経済局不動産課  
国土交通省不動産・建設経済局建設業課  
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課  
国土交通省不動産・建設経済局参事官

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への対応に関する  
フォローアップについて

転嫁対策の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。その取引環境の整備の一環として、昨年11月29日に内閣官房及び公正取引委員会の連名で労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「本指針」という。）が策定されました。

本指針では、公正取引委員会による「令和5年度独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果として、

- ・ 労務費のコストに占める割合が高い業種として「技術サービス業」及び「不動産取引業」が該当しており、
- ・ 当該業種の受注者が価格転嫁できていない発注者の上位3業種の一つとして「総合工事業」、「不動産賃貸業・管理業」、「技術サービス業」及び「不動産取引業」が挙げられております（指針p22～24参照）。

このため、これらの業種（総合工事業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、技術サービス業）に該当する各団体については、特に対応が必要とされる業種として、会員企業への本指針の周知活動に加え、本指針への対応状況の把握、業界における課題を踏まえた対策などについて、フォローアップへのご協力をお願いしたい旨ご連絡していたところです。

ついては、このたび、事前にご連絡しておりました、本指針への対応に関するフォローアップ調査を実施いたします。御多忙の折、誠に恐縮ではございますが、可能な範囲において、ご協力の程、何卒よろしく願いいたします。

なお、調査への回答方法は、集計作業の関係等により、原則としてWEBアンケートによる回答をお願いします。回答が困難な場合、別添のExcelファイルに回答を記載のうえ、国土交通省建設業課宛て（[hqt-kensetsugyouka@mlit.go.jp](mailto:hqt-kensetsugyouka@mlit.go.jp)）にお送りください。

【WEBアンケートページ（Microsoft Forms）

<https://forms.office.com/r/hSTeEDF5CH>

締切：3月1日（金）17:00まで

（本件問い合わせ先）国土交通省不動産・建設経済局建設業課 仕切、瀬口  
Mail:hqt-kensetsugyouka@mlit.go.jp  
電話：03-5253-8111(内線24-757、24-758)

(送付先団体)

- (一社) 全国建設業協会
- (一社) 日本道路建設業協会
- (一社) 日本埋立浚渫協会
- (一社) 全国中小建設業協会
- (一社) 日本造園建設業協会
- (一社) 日本機械土工協会
- (一社) 日本造園組合連合会
- (一社) 日本建設業経営協会

全国浚渫業協会

- (一社) 全国建設産業団体連合会
- (一社) 日本運動施設建設業協会
- (一財) 中小建設業住宅センター
- (一社) 日本ツーバイフォー建築協会
- (一社) 日本木造住宅産業協会
- (一社) 日本在来工法住宅協会
- (一社) 日本建設業連合会
- (一社) マンション計画修繕施工協会
- (一社) 樹脂舗装技術協会
- (一社) JBN・全国工務店協会
- (一社) 全国住宅産業地域活性化協議会